

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被災した 被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

1. 一部負担金の徴収猶予について

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

2. 被保険者証の取扱い及び保険料について

被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられております。

また、被災された事業所及び任意継続被保険者の保険料についても特例的な措置がございます。

3. 適用市町村について

別添のとおり

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

- ・一部負担金の徴収猶予について 給付課 (TEL 03-3861-1853)
- ・被保険者証及び保険料について 適用課 (TEL 03-3861-1854)



令和元年 8 月 28 日
内閣府 (防災担当)

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第 1 報】

1. 災害の概要

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、佐賀県は 10 市 10 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 鳥栖市 (とすし) 多久市 (たくし) 伊万里市 (いまりし) 武雄市 (たけおし) 鹿島市 (かしまし) 小城市 (おぎし) 嬉野市 (うれしのし) 神崎市 (かんださし) 神崎郡吉野ヶ里町 (かんださきぐんよしのがりちよう) 三養基郡基山町 (みやきぐんきやまちよう) 三養基郡上峰町 (みやきぐんかみみねちよう)	8 月 28 日	令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
三養基郡みやき町 (みやきぐみやきちょう) 東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちよ う) 西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨による 災害により、多数の者が生命又は身体に危 害を受け、又は受けるおそれが生じてお り、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置
 ・避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当)付
 参事官(被災者行政担当)付
 阿部、杉山、堀田、高見
 TEL 03-5253-2111(内線51365)
 03-3593-2849(直通)